

消費税増税に関するお知らせ

2019年10月1日以降、教習料金にかかる税率が

8%⇒**10%に増税**されます。

2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%となります。

これにより、2019年10月1日以降にお支払いいただく教習料金(技能、学科、検定等)には10%の消費税がかかります。また、**2019年9月30日までにお支払いされた、先払い分の教習料金(技能、学科、検定等)につきましても、実際に教習を受ける時点での消費税率が適用される**為、2019年10月1日以降の教習料金(技能、学科、検定等)については、**増税分の2%が加算**されることとなります。

ご注意1. 増税による差額分につきましては、ご卒業時に清算させて頂く予定でおきますので、**2019年9月30日までにご卒業**されることをお勧めいたします。

ご注意2. 例年、繁忙期(7月～9月)には、予約が取りにくくなります。
また、増税前という事もあり、さらに混雑する可能性がございます。

厚木中央自動車学校
2019年6月8日